

建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事や下水道工事・ダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建築等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増築等
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、屋外広告物設置工事、道路付属物設置工事、法面保護工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>
<p>【解体工事業が新設（平成 28 年 6 月 1 日施行）】</p> <p>従来「とび・土工工事業」で行っていた工作物の解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の許可が必要となります。</p> <p>ただし、施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です（平成 31 年 6 月 1 日以降は、「解体工事業」の許可が必要）。</p>				
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事

電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、破石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

機	機械器具設置 工事	機械器具設置 工事業	機械器具の組立て等により工 作物を建設し、又は工作物に 機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設 置工事、内燃力発電設備工事、 集塵機器設置工事、給排気機器 設置工事、揚排水機器設置工事、 ダム用仮設備工事、遊技施設設 置工事、舞台装置設置工事、サ イロ設置工事、立体駐車設備工 事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱 絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動 力設備又は燃料工業、化学工業 等の設備の熱絶縁工事、ウレタ ン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気 通信設備、放送機械設備、デ ータ通信設備等の電気通信設 備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通 信機械設置工事、放送機械設置 工事、空中線設備工事、データ 通信設備工事、情報制御設備工 事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のす え付け等により庭園、公園、 緑地等の苑地を築造し、道路、 建築物の屋上等を緑化し、又 は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、 地ごしらえ工事、公園設備工事、 広場工事、園路工事、水景工事、 屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく 井、さく井を行う工事又はこ れらの工事に伴う揚水設備設 置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元 井工事、温泉掘削工事、井戸築 造工事、さく井工事、石油掘削 工事、天然ガス掘削工事、揚水 設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建 具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ 取付け工事、金属製カーテンウ オール取付け工事、シャッター 取付け工事、自動ドア取付け工 事、木製建具取付け工事、ふす ま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のため の取水、浄水、配水等の施設 を築造する工事又は公共下水 道若しくは流域下水道の処理 設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、 配水施設工事、下水処理設備工 事

消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【解体工事業の新設(平成 28 年6月1日施行)に関する経過措置について】

施行日(H28.6.1)時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です(平成 31 年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要)。